

社会基盤開発プロジェクトにおける環境社会配慮の有効性に関する研究

～苦情処理メカニズムを例に～

国際協力学専攻 47-116772 木村基良

指導教員 堀田昌英教授

キーワード：ゲーム理論、苦情処理メカニズム、環境社会配慮

1. 研究背景

社会基盤開発プロジェクトの際には、しばしば多くの住民が非自発的の移転や失業といったプロジェクトの影響を受ける。社会基盤開発プロジェクトにおける Social Action Plan(SAP)や Resettlement Action Plan(RAP)の中には、苦情処理メカニズム (Grievance Redress Mechanisms: GRM) の設置が多くの場合定められる。GRM は、プロジェクトにおいて影響を受けた住民の苦情申立てを受付け、対処するメカニズムである。そのため、GRM が機能すれば、住民の生活再建において大きな役割を果たすと考えられる。しかし、プロジェクトによっては GRM が十分に機能していないという指摘がある。GRM は課題として、以下の4つが主に挙げられている。①周知の不徹底②住民のプロジェクト運営組織から受ける報復への恐れ③苦情処理手続きおよび結果への不満④メカニズムにプロジェクトの特性が反映されていないことである(Asian Development Bank, 2006)。

2. 目的

プロジェクトによる影響を最小限に抑えるために、住民の生活再建に関する先行研究はこれまでも行われている。しかし、住民の生活再建において重要な役割を果たすと考えられる GRM については、課題が指摘されているにも関わらず、これまで理論的研究はなされていない。GRM においては、申立てられる苦情の大きさ、紛争当事者と苦情処理機関との信頼関係、更には審理請求許容回数がプロジェクトによって異なることから、それらを変数としてメカニズムの分析を行うことができると考えられる。そこで本研究では、文献調査とヒアリング調査に基づき GRM のモデルを構築し、GRM が機能する条件を明らかにする。そして、分析結果から、実際のプロジェクトで GRM が効果的に機能するための示唆を得る事を目的とする。

3. 理論的分析

3.1 モデル概要

アジア開発銀行職員に対して実施したヒアリング調査

を基に、モデルにおいて、住民 (A)、プロジェクト運営組織 (C)、苦情処理機関 (GRC) の3プレーヤーを想定した。プロジェクト運営組織には、苦情解消の重要性を十分に認識しているタイプ ( $t = g$ ) と苦情解消の重要性の認識が不十分であるタイプ ( $t = b$ ) の2つのタイプが存在し、タイプに関する確かな情報はプロジェクト運営組織のみ持っていると仮定した。そのため、不完備情報の展開型ゲームとしてモデルを構築した。モデルのゲームツリーを以下に示す。

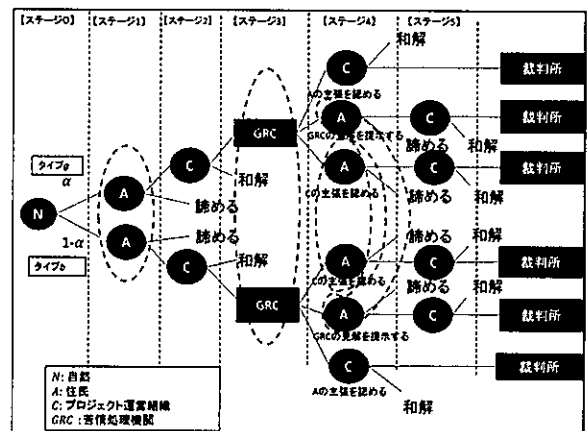


図1. ゲームツリー (審理請求許容回数=1回)

表1 ゲームモデルを構成する変数

$J_i$	プレーヤー <i>i</i> が主張する補償額( $J = J_a - J_c$ )	$F_t$	住民が ( $t$ 回苦情申立ての意思を示した場合) プロジェクト運営組織から受けると考える報復の大きさ
$M_i$	プレーヤー <i>i</i> が苦情処理機関の審理を経る際のコスト	$\alpha$	自然がプロジェクト運営組織のタイプ $t = g$ を選択する確率
$M'_i$	プレーヤー <i>i</i> が裁判所の審理を経る際のコスト	$I$	苦情処理機関の審理を経た回数
$R_1$	住民が申立てを諦めた場合、プロジェクト運営組織のプロジェクト停止による損失の期待値 (苦情処理機関は $W_1$ と考える)	$p_i$	交渉前、プレーヤー <i>i</i> が住民の要求が正当と考える主観的信念 (交渉後であれば $p_i$ )

$R_2$	裁判所に審理を委ねる場合、 タイプ $t = g$ のプロジェクト 運営組織のプロジェクト停 止による損失の期待値（苦情 処理機関は $W_2$ と考える）	$k$	プロジェクト運営組織が交 渉後に支払う補償額と苦情 処理機関の独自の見解 $J_{GRC}$ との差に対する係数
$R_3$	裁判所に審理を委ねる場合、 タイプ $t = b$ のプロジェクト 運営組織のプロジェクト停 止による損失の期待値（苦情 処理機関は $W_2$ と考える）	$\gamma_s$	$s$ 回目の苦情処理機関が下す 審理結果に対する紛争当事 者の信頼の大きさ

各プレーヤーの効用関数を示す

### ① 和解成立の場合

$$U_A = \begin{cases} \frac{P_a + P_c}{2} J - M_a I & \text{if } t = g \\ \frac{P_a + P_c}{2} J - M_a I - F_i & \text{if } t = b \end{cases}$$

$$U_C = -\frac{P_a + P_c}{2} J - M_c I - k \left| \frac{P_a + P_c}{2} J - J_{GRC} \right|$$

$$U_{GRC} = \begin{cases} -(M_a + M_c) I & \text{if } t = g \\ -(M_a + M_c) I - F_i & \text{if } t = b \end{cases}$$

### ② 住民が申立てを諦めた場合

$$U_A = \begin{cases} -M_a I & \text{if } t = g \\ -M_a I - F_i & \text{if } t = b \end{cases}$$

$$U_C = -R_1 - M_c I - k J_{GRC}$$

$$U_{GRC} = \begin{cases} -(M_a + M_c) I - W_1 & \text{if } t = g \\ -(M_a + M_c) I - F_i - W_1 & \text{if } t = b \end{cases}$$

### ③ 裁判所に審理を委ねる場合

$$U_A = \begin{cases} P_a J - M_a I - M'_a & \text{if } t = g \\ P_a J - M_a I - M'_a - F_i & \text{if } t = b \end{cases}$$

$$U_C = \begin{cases} -P_c J - M_c I - M'_c - R_2 - k | P_c J - J_{GRC} | & \text{if } t = g \\ -P_c J - M_c I - M'_c - R_3 - k | P_c J - J_{GRC} | & \text{if } t = b \end{cases}$$

$$U_{GRC} = \begin{cases} -(M_a + M_c) I - M'_a - M'_c - W_2 & \text{if } t = g \\ -(M_a + M_c) I - M'_a - M'_c - F_i - W_2 & \text{if } t = b \end{cases}$$

## 3.2 分析の方針と結果

### 方針

分析はシミュレーションによって実施した。 $J$ と $J_{GRC}$ の値を指定した範囲内で、100個ランダムで発生させ、他の変数を分析に合わせて変動させた。プロジェクト運営組織のタイプが $t = g$ であれば、必ず和解を選択するという仮定を用いた。苦情の交渉後の結果を調べた。分析

は、①モデルの整合性の検証② $p_i$ の変化が及ぼす影響③ $\gamma_s$ の変化が及ぼす影響を調べることを目的に行った。

### 結果

#### ① モデルの整合性の検証：

現実的なパラメータを用いて、ヒアリング調査で得られた実際のプロジェクトにおける苦情解消割合を実現できた。また、審理請求許容回数が2回の場合、2回目の苦情処理機関には苦情は申立てられないが、それ以前の交渉で和解件数が増加した。

#### ② $p_i$ の変化が及ぼす影響：

$p_a - p_c$ が大きいほど、和解成立件数は減少した。対して、 $p_a$ 、 $p_c$ の値がそれぞれ大きくなることで、住民が苦情申立てを諦める件数が少なくなった。また、 $\gamma_s$ が十分に大きい場合には、 $p_a - p_c$ の差の影響を受けず、 $p_a$ 、 $p_c$ が大きくなる事で和解成立件数が増加した。

#### ③ $\gamma_s$ の変化が及ぼす影響：

審理請求許容回数が1回で、 $\gamma_1 = 0.9$ の場合の和解件数より、審理請求許容回数2回で、 $\gamma_1 = \gamma_2 = 0.8$ の場合の和解件数が多いという結果となった。

## 4. 結論

①上位の苦情処理機関に苦情申立てが行われない場合でも、それ以前の交渉において和解成立条件を緩和するため、上位の苦情処理機関が不要という推論にはならない。  
②紛争当事者と苦情処理機関の間に、十分な信頼関係が成立し、かつ紛争当事者の補償額の主張の差が小さい場合、明らかに住民が補償内容を低く見積もっているのであれば、住民に再度見積もりを促す事で、ポジティブな影響が生じる。

③ 審理請求許容回数が1回であり、かつ紛争当事者と苦情処理機関の間に非常に大きな信頼関係が構築されている場合と比較して、審理請求許容回数が複数回の場合の方が、現実的な想定で和解成立件数が増加する。

### 参考文献

- Asian Development Bank (2006) "Asian Development Bank's Involuntary Resettlement Safeguards Project Case Studies in India", Reference Number: SST-REG2006-14
- Cameron, C. M. and Kornhauser, L. A. (2005) "Decision rules in a judicial hierarchy", *Journal of Institutional and Theoretical (JITE)*, Vol.161, No.2, 22nd, 264-292
- 大本俊彦・小林潔司・大西正光 (2001) 「建設契約紛争における和解と仲裁」、土木学会論文集 No. 693/VI-53, 12, 231-243,